

## まち運営会議(第143回)議事録(概要) 案

令和6年3月28日 18:30～20:05

自由が丘エヌケービル3F 会議室

議長 木村常在

### 議題 報告事項

- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| 1.自由が丘駅周辺の公衆喫煙所の整備の進捗について | 目黒区環境保全課 |
| 2.自由が丘駅周辺駐車場地域ルールのお知らせ    | 目黒区地区整備課 |
| 3.その他                     |          |

### 資料

- 1.自由が丘駅周辺の公衆喫煙所の整備の進捗について(3/28)
- 2.自由が丘駅周辺駐車場地域ルールのお知らせ
- 3.自由が丘駅周辺駐車場地域ルール(素案)に対する意見募集の実施結果
- 4.自由が丘写すわーる 報告資料
- 5.碑文谷交通安全・防犯フェスタ
- 6.めぐろ区報(3/15)

\*上記資料の6以外は、ホームページに議事録概要と併載します。

●代表 年度末のお忙しい時期にご出席いただきありがとうございます。緑道のある南口商店会は23日と24日に、寒さや雨でまだ開花していない中で「さくらまつり」を実施した。入学式の頃には咲いているでしょう。今日は目黒区さんからの情報が多いのですが、よろしく願いいたします。

●議長 卯月先生がお休みなので代行します。第143回のまち運営会議を始めます。

### 1.自由が丘駅周辺の公衆喫煙所の整備の進捗について

●区環境保全課長 資料に沿って説明したい。(以下にその項目を記す。完成イメージ図もあり。)

・公衆喫煙所の仕様の変更について

トレーラー(外装)のデザイン、東京電力引込柱の設置位置、フェンスの一部変更

・公衆喫煙所のオープンについて

開設日、名称、運用時間、周知方法

・広場の整備について

・壁面アート

・今後のスケジュール(予定)

●議長 ありがとうございます。質問を受けます。

●壁面アートなどへの落書きが予想されるが、その対策はどうなっているか。

●課長 昨年10月に目黒警察署と連携して、被害が連続した祐天寺で落書き防止イベントを開催した。

壁を白く塗り直して、目黒学院高校の生徒さんに絵を描いてもらう取組をした。「ここでは落書きできないよね」と落書きする人の心に届く対策が一番で、その後の被害はない。子どもたちの絵、アートによって落書きは防止できている。

- しらかば通りのアートは一度できると、何年間もそのままになるのか。
  - 課長 定期的に作り直すことは聞いていない。このアートは建物の壁に直接描く。建物は私有物なので、JT から費用は出ない。振興組合さんから出してもらう。敷地内に関しては JT が負担できる。
  - 議長 どのようなアートにするかもワーキンググループか協議会で検討されるのか。
  - 課長 まだ報告を受けていない。アート委員会では作者を決めたが、その内容についてはこちらに情報が入っていない。4/1 にオープンして、喫煙所がどのように利用されるか、利用者がたくさん並ぶほどになればトレーラーの増設も検討しないといけないので、アートが描ける壁面が通りの手前側などに限定されることも考えられる。アートの大きさや割り振りなどの情報はまだない。
  - ワーキンググループのメンバーだが、内容はまだ決まっていない。落書きについては、私の所でも落書きされたがポスターを貼った時は無くなった。絵があれば落書きされないと思う。
  - 議長 安全対策について確認したい。トレーラーの階段の手すり、防犯カメラの運用などについて説明してもらいたい。
  - 課長 手すりの強度は心配してないが、隙間が大きいので転落の危険がないか、明日確認したい。必要なら手すりに横木を加えるなども考えられる。その他の所も安全点検して、オープンしたい。防犯カメラは常時作動して、画像は 1 週間でメモリーに書き込まれる。何か不審な情報が寄せられたら、警察とともに画像をチェックして対応を考える。4/1 は職員が喫煙所の利用状況を、常時ではないが確認する。ゲート近くには、利用マナーについて表示した。
- この度、私は 4 月の人事異動で区議会事務局に替わる。この 1 年間、屋外喫煙所の撤去とトレーラー喫煙所の設置についてまちなみなさんに大変ご協力いただいたことを感謝します。
- 議長 いろいろとありがとうございました。

## 2. 自由が丘駅周辺駐車場地域ルールのお知らせ

- 地区整備課係長 2 種の資料を用意した。それを使って説明する。自由が丘駅周辺駐車場地域ルールは 4/1 から運用を始める。(地域ルール運用の説明の終わりの部分を以下に記す。)
- 東京都駐車場条例では、契約した隔地駐車場が無くなって契約ができなくなったり、再契約をしないままになる事例が発生している。地域ルールを定めた場合には、事業者が年に 1 回利用実態を運用組織に報告することになるので、ルール違反にならないような指導ができる。また、地域ルールを変えなければならなくなったら、ルールの見直しに対応できるようになっている。
- 意見募集の実施結果については、「ご意見の趣旨に沿うことは困難です」が 5 件あったので説明したい。(資料の該当部分は、(5) 基本的な枠組み: 1 番、(8) 駐車施設の隔地及び集約: 1 番と 3 番、(9) 地域まちづくり貢献策の実施: 2 番と 7 番、である。)
- 運用開始に向けて、駐車場地域ルールについて区のホームページでも見られるように準備している。
- 議長 ありがとうございました。質問をお願いします。
  - 自由が丘のまちをウォークブルにするために、このような対応はありがたい。大規模建築物で、延床面積を 6,000㎡超にした根拠は何か。
  - 係長 自由が丘における大規模建築物を考えると、6,000㎡位ないと現状の必要駐車台数を踏まえて都の附置義務駐車台数を減らし、その分を隔地駐車場に利用することが難しくなるとした。駐車場地域ルールの策定協議会では、ウォークブルなまちにするには適用地区外に隔地駐車場をつくる必要があるという議論があった。しかし自由が丘では、その外側は第一種低層住居専用地域で、そこに隔地駐車場をつくることは難しい。適用地区内で駐車場を敷地内に整備する所と、敷地外に隔地とするところを分けるように考えて、このような地域ルールが策定された。

- 自由が丘で大規模建築物と中規模建築物の場所は想定されるか。
- 係長 大規模建築物に相当するのは、いま再開発の計画がされている3か所と南口の東急フレルの建物位である。その他は、中規模建築物になると考えている。
- 店の前の駐車台数を減らすためにこの制度を使うと、1台当たり200万円を払うことになるが、これは1回限りでよいか。
- 係長 1回限りでよい。しかし、集約駐車場などを借りる場合は、そこには利用代金を支払うことになる。
- 議長 事業者の対応についてのいくつかの事例を載せた案内のプリントなりパンフは作成されるのか。
- 係長 マニュアルとして作成する。
- 目黒区の住環境整備条例によると、1,500㎡以下の建物に対して、特定商業施設では店舗面積が500㎡を超えると駐車場が要る。仮に700㎡では何台分要るのか。
- 係長 いま手元に資料がないので答えられない。(※現行は店舗面積に関係なく、1以上となっている。)
- 間口10m程度の店舗で駐車場をつくることになると、1階の店舗に大きな影響を与えて、飲食や物販店が出店しにくくなっている。この問題は今回の地域ルールによって改善しているか。
- 係長 この駐車場地域ルールでは、延床面積1,500㎡以下の建築物は対象外である。
- p4の手続きの流れで、事業者等の年1回の報告(利用実態等)は具体的にはどんな内容か。
- 係長 隔地駐車場や集約駐車場の契約がきちんとされ継続されているかがメインになる。運用マニュアルは作成中である。分かりにくい部分もあると思うので、折をみてテーマ別に再度説明したり意見交換をしたい。
- 議長 ありがとうございます。

### 3.その他

#### (1) [自由が丘写すわーる] の実施報告

- 係長 資料に沿って説明する。駅前広場を利用して3/17の歩行者天国の時間の中で実施した。テーマの一つが「日本一座れる場所が多いまちにする」である。広場に人工芝を敷き椅子を置いた。当日は晴れていたが風が強く、企画した内容の一部が実施できなかった。時に吹く強い風の中で人工芝を敷くのにも苦労した。実施してみて、駅前広場に座れてくつろげる場所をつくったのは良かったと思った。
- 2時から小1時間いた。椅子に座って和やかに感じられた。芝生があつくつろぎ感があった。誰かが座っていると自分も座るような雰囲気生まれて、企画されたものが全てできたら、会話のねたも増えて、より良いイベントになったと思う。
- 人工芝に子どもたちが座っていて良かった。風が強くて「寒いな」と感じた人は多かったと思う。もう少し時期が良ければと思った。
- 良い情景であった。あそこの問題は風で、銀行ができて風がひどくなったと思っている。広場の西側が広がり再開発ビルができる計画が進んでいるが、風の影響がどうなるか心配である。
- 議長 写真撮影ワークショップでは、みなさんどんな物、どんな所を撮ったのか。
- 係長 居心地のよい場所を撮ってもらうことを考えていたが、実際には「自由が丘にはこんな所がある」と見つけて撮っていた。私たちが行ったことのない場所の写真もあった。フィルムカメラのせいか、光の影響を受けて良い写真が撮れていた。今後は、あらかじめ募集した写真でつくったフォトブックも含め、個人情報に配慮して区のホームページに載せたいと考えている。
- 議長 ワークショップに参加した人で、まちづくりに参考になる発言はあったか。
- 係長 発言内容よりもこうした小集団の活動の雰囲気がまちには良いと感じた。小学生と母親、Pカメラ店のファン、東急からも参加があった。講師の指導も良くてアットホームの写真撮影会であった。その後、一人ひとりが各3枚の写真を示して話し合った。和やかな場が生まれた。

(2) [碑文谷交通安全・防犯フェスタ] のお知らせ

●理事長 毎年 4 月の頭に交通安全週間があり、その一環として実施される。このチラシは今日のこの会議のために碑文谷署につくってもらった。(4/7 の午後 2 時～3 時に、自由が丘駅前ロータリー周辺で、一日警察署長として石原良純さんが来て、交通安全や特殊詐欺の講話やクイズ、警察車両の展示などをする。)

雨天なら 9 時までには判断して対応すると聞いている。会場がトキワ松学園に変わるが、大がかりなイベントではないので自由が丘駅前に雨天時の案内は置かないと思う。

●議長 ありがとうございます。そのほかに情報提供があればお願いします。

(3) 自転車等放置防止指導員の制度廃止

●目黒区の予算委員会で、駅前広場などでシルバー人材センターに委託している自転車等放置防止指導員の制度が廃止されることが決まったと聞いた。これによって違法駐輪が増えることを危惧している。決まったことを撤回することは難しいが、今後の状況を観察して必要なら区に対応を申し入れることも考えられる。地元の区議からこの情報が前もって知らされなかったのは残念である。

●議長 廃止の理由は何か。

●経費削減と聞いている。

●係長 指導員を無くすということは予算委員会の少し前に聞いた。理由として、経費削減と通勤通学時間帯に自転車を放置する人が減ったということだ。自由が丘では自転車に関する課題が多くあって、指導員を無くしたことによる影響を注視して対応するように担当課に伝えたいと思っている。

●議長 この指導員制度の廃止は条例で決まるのか。

●係長 条例で決まったことではない。予算がなくなるとそれを復活することは難しい。復活するには地元の声も必要かもしれない。これからも継続して放置自転車には警告の札を付けたり、一定期間放置した後には撤去することは継続する。

●自由が丘では数か所の実態に注意して、そこの状況に合わせて区に対応を依頼することは必要だと思う。

●議長 最後に代表からお願いします。

●代表 今日は目黒区さんの有益な情報が多くあった。区の予算や違法駐輪についての意見交換も、街づくり会社の良さが感じられた。南口の緑道に放置自転車が 1,000 台もあったときに、目黒区の統計では違法駐輪車は少ないとあった。それはあそこの緑道が世田谷区の管轄だったからである。緑道の自転車を無くしたら、目黒区の統計では自由が丘の放置自転車数が増えた。今回のことも、関係しているいくつかのことが絡まっていることもあると思うので、官民の情報をつないで良い方向に進めればと思う。

駐車場の地域ルールもジェイ・スピリットの街並み形成委員会が新築物件の確認申請が出る前に、事業者と事前の相談をしているが、このように地元と区の連携がとられることを期待したい。終わりに「めぐろ区報 3/15」が配られているが、その中に自由が丘の最近のまちの魅力についての紹介が 2 ページにわたってある。これも目黒区さんが動いてくれた。目を通してほしい。

●議長 これで第 143 回の自由が丘のまち運営会議を閉会にします。ありがとうございました。

